

地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2025年12月

と_りで_しほ_か し_かそ_うじ_{ょう}く_みあ_い
取手市外2市火葬場組合

目 次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
2. 基本的事項	4
(1) 目的	4
(2) 対象とする範囲	4
(3) 対象とする温室効果ガス	4
(4) 計画期間	4
3. 温室効果ガスの排出状況	5
4. 温室効果ガスの排出削減目標	5
5. 目標達成に向けた取組	6
(1) 取組の基本方針	6
(2) 具体的な取組内容	6
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	7
(1) 推進体制	7
(2) 点検・評価	7
(3) 公表	7

取手市外2市火葬場組合は、茨城県取手市、守谷市、つくばみらい市における火葬場の設置・管理に関する事務を共同処理する一部事務組合で、火葬場「やすらぎ苑」の運営を1992年（平成4年）から行っています。

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものとと言えます。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年（令和3年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施するといったこと等が位置付けられています。

2025年（令和7年）2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として、2021年（令和3年）4月に地球温暖化対策推進本部が公表した内容に加え、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対

策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

2025年（令和7年）2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年（令和元年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2024年（令和6年）12月末時点においては1,127地方公共団体と加速度的に増加しています。

2. 基本的事項

(1) 目的

取手市外2市火葬場組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、取手市外2市火葬場組合（以下「本組合」といいます。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本組合が行う全ての事務・事業とします。

ただし、火葬燃料（灯油、プロパンガス）については、本組合の基幹業務である火葬業務に必要不可欠であり、火葬件数が年々増加している現状において、削減目標に組み込むことは困難かつ適当でないため、対象から除外します。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、本組合の事務・事業の規模を鑑みて、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

本計画が対象とする計画期間については、2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、策定年度の2025年度の翌年2026年度から2030年度末までの5年間を計画期間とします。

3. 温室効果ガスの排出状況

本組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、155,680kg-CO₂となっています。

(基準) 2013 (平成25) 年度実績

項目	使用量	単位	排出係数	温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂)
電気	333,659	kWh	0.464	154,818
ガソリン	371.5	L	2.32	862
合計 (温室効果ガス総排出量)				155,680

(参考) 2023 (令和5) 年度実績

項目	使用量	単位	排出係数	温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂)	基準年度比 削減率
電気	282,387	kWh	0.431	121,708	21.39%
ガソリン	371.4	L	2.32	862	0%
合計 (温室効果ガス総排出量)				122,570	21.27%

4. 温室効果ガスの排出削減目標

目標年度 (2030年度) に、基準年度 (2013年度) 比で51%削減することを目標とします。総排出量としては、 $155,680\text{kg-CO}_2 \times 49\% = \underline{76,283\text{kg-CO}_2}$ 以下に抑えることを目指します。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気とガソリンの使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

①施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や、現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで、省エネルギー化を推進します。

②グリーン購入・環境配慮契約等の推進

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）や国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

③低燃費車両の導入

公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）又はそれと同等の低燃費車両を導入します。

④LED照明の導入

既存設備を含めて、施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とします。

⑤職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、「不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切る」「空調は運転時間や適正な設定温度を心掛ける」「移動の際には公共交

通機関を積極的に利用する」「公用車の運転に際してはエコドライブを实践する」など、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

⑥職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画の推進体制として、本組合事務局長を責任者として、事務局職員及び業務受託業者が取組の推進を図ります。

(2) 点検・評価

事務局が、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

(3) 公表

計画の実施状況等は、ホームページ等で年1回公表します。